

港湾運送約款

- 第一条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。
この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（もしくは関係船会社の海上運送約款）による。
- 第二条 当社は営業に関して通知又は催告しようとする場合において相手方の所在を知る事ができない時は、通知又は催告すべき事項を営業に掲示し、且つ、官報に公示してこれに代える。
- 第三条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり有姿のままその陸揚げ引き渡し又は船積をした時に終わる。
当社は取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。
- 第四条 受託者が船積又は陸揚げを委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚げ委託書又はこれ等に準ずる書類を提出する。
- (1) 荷物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
 - (2) 仕向港若しくは仕出港及び到着（国及び港湾、積替えの要あるときは積替港名）
 - (3) 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先
 - (4) 荷送人の氏名又は商号及び住所
 - (5) 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
 - (6) 運賃諸掛金支払方法その他の条件
 - (7) B/L 作成枚数その他 B/L に関する指示
 - (8) その他船積又は陸揚げのために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図
- 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。
当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。
- 第五条 受託貨物を受け取る権限を有することを証する書類と引き換えでなければその引渡をしない。
- 第六条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の他、当社は特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。

第七条 爆発、発火、引火、腐食、有毒等の危険性又は加害性があつて社会通念上危害を及ぼす恐れのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質、その他必要な事項を外部の見やすいところに明記し、且つ、予め当社にこれを明告した場合の他、当社は正当な事情がある時は出来る限り委託者に通知した後当社の選択に従い、競売し、若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合、貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。

委託者による明告がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無に関わらず委託者が負担しなければならない。

また、当社が委託者の明告を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はその恐れがあると認める場合は当社はこれを処分することが出来る。

第八条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見やすいところに明記し、且つ予めこれを当社に明告した場合の他、当該貨物の滅失、毀損、その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無に関わらず委託者が負担しなければならない。

第九条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その品目及び価格を明告した場合の他、当社はいかなる損害であっても賠償の責に任じない。

第十条 委託者は、貨物の性質、重量、容量、運送距離等に応じて耐えるように荷造りをし、且つ、荷札を付け又はこれに変わる標示をしなければならない。
また、当社は荷造りが充分でないと認めた貨物であっても取り扱い上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造り不備による損害を負担することを承諾したときはその港湾運送の委託を引き受けることがある。

第十一条 当社は、必要と認める時は、便宜貨物の荷造りを補修し、又は改装することができる。
この場合によって生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第十二条 貨物の委託者からの引受け又は委託者への引き渡しは、当社所定の荷捌場において行う。但し、委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。

第十三条 何れの側からも書面を持って確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守に付いては、当社はこれを担保しない。

第十四条 当社は下記の場合には港湾運送の引受けを拒否することがある。

- (1) 申し込みが本港湾運送約款によらないものである時
- (2) 委託者から特別の負担を求められた時
- (3) 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する時

第十五条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用を持って貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

- (1) 荷請人を確知し得ない時
- (2) 貨物引渡に関し争がある時
- (3) 荷受人が貨物の引き取りを拒んだ時
- (4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しない時

第十六条 当社は、十分且つ実行すべき指図がない時は、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することが出来る。

第十七条 当社は、別段の指図が書面により明かされていない時は、他の貨物と混載することができる。

第十八条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求書に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。

第十九条 当社が、賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失によって直接生じた場合に限る。

但し、当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明した時は、その責に任じない。

前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第二十条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

- (1) 委託者の故意又は過失
- (2) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行
- (3) 戦争、事変、変乱、事業所閉鎖、その他これに準ずる事由
- (4) 貨物の性質又は瑕疵

- (5) 荷造りの不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備
- (6) 本船荷役用具の不備又はこれを潜在する瑕疵
- (7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他の類似事由
- (8) 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他のものとの接触から生ずる事故
- (9) 荷役中の降雨、荒天又は高波
- (10) 保険に付せられた危険

第二十一条 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じた時は、当社は、送り状に記載された価格又は委託者が申告した価格を限度として損害実額を賠償する。
前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第二十二条 当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

第二十三条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第二十四条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して運輸大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割り戻しはしない。

第二十五条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。
但し、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第二十六条 第7条の規定により競売又は売却した時は、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰がある時は、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額がある時は委託者からその不足額を申し受ける。
また、廃棄その他処分をした場合はその処分に要した費用は委託者から申し受ける。

第二十七条 委託者は、この港湾運送約款を承諾し、且つこれに同意したものとする。

この港湾運送約款は平成12年11月1日から実施する。